



北信交旅第329号
平成24年7月31日

富山運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」の
一部改正について

標記について、自動車局長より別紙（平成24年7月31日付け国自旅第
232号）のとおり通達があったので、了知されたい。





国自旅第 232 号
平成 24 年 7 月 31 日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」の
一部改正について

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の一部改正に伴い、「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領（平成 13 年 9 月 27 日付け国自旅第 90 号）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

○「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領（平成13年9月27日付け国自旅第90号）」の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領</p> <p>道路運送法及びタクシニ業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業者の運行系統、運行回数及び運行時刻が事業計画の記載事項から運行計画の記載事項となり、その設定及び変更が全ての場合において認可制から届出制へ移行されることとなった。</p> <p>届出制への移行により輸送ニーズに対応して弾力的な運行回数・運行時刻の設定及び変更が可能となり、利用者利便の向上が図られることとなるが、一方で、競合路線内における時間帯等のクリームスキミングとなるような運行計画は、オフピーク時間帯の利用者利便の低下につながるおそれがあること等から、事業改善命令等により是正することが必要である。</p> <p>また、運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合にもこれを是正することが必要である。</p> <p>よって、上記の趣旨を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出に関する手続、運行計画の変更に係る事業改善命令等の処理要領を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。また、本件については、公益社団法人全日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシニ連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 用語の定義 この通達における用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月5日国自旅第118号)に定めるところによる。</p> <p>2. 地方運輸局長による区域、時間帯及び運行回数の範囲の指定について (1) 道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第15条の1第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域及び時間帯の指定 ① 別紙1のとおり行い公示するものとする。 ② 運行系統の時間帯の指定については、都道府県単位、市区町村単位等、一定の区域ごとに包括的にを行い、当該区域の実情に応じ、これを変更できるものとする。</p> <p>(2) 施行規則第15条の1第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車交通局長</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領</p> <p>道路運送法及びタクシニ業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業者の運行系統、運行回数及び運行時刻が事業計画の記載事項から運行計画の記載事項となり、その設定及び変更が全ての場合において認可制から届出制へ移行されることとなった。</p> <p>届出制への移行により輸送ニーズに対応して弾力的な運行回数・運行時刻の設定及び変更が可能となり、利用者利便の向上が図られることとなるが、一方で、競合路線内における時間帯等のクリームスキミングとなるような運行計画は、オフピーク時間帯の利用者利便の低下につながるおそれがあること等から、事業改善命令等により是正することが必要である。</p> <p>また、運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合にもこれを是正することが必要である。</p> <p>よって、上記の趣旨を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出に関する手続、運行計画の変更に係る事業改善命令等の処理要領を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。また、本件については、社団法人全日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 地方運輸局長による区域、時間帯及び運行回数の範囲の指定について (1) 道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第15条の1第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域及び時間帯の指定 ① 別紙1のとおり行い公示するものとする。 ② 運行系統の時間帯の指定については、都道府県単位、市区町村単位等、一定の区域ごとに包括的にを行い、当該区域の実情に応じ、これを変更できるものとする。</p> <p>(2) 施行規則第15条の1第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定</p>

道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行前の施行規則第15条の1第1項第2号及び第15条の1第1項第3号による運行回数~~の~~指定を踏まえて行うものとする。

(3) 施行規則第15条の1第1項第1号による運行回数~~の~~範囲の指定

別紙2のとおり行い公示するものとする。

(4) 指定にあたっての留意点

① 原則として、都道府県単位、市区町村単位等、一定の地域ごとに包括的に行うこととする。

なお、現在までの実績等を勘案しながらそれぞれについて指定するものとするが、当該系統における地域の実情、利用者利便の確保等に留意しつつ、運行系統ごとの指定としても差し支えない。

② 4 (1) の競合系統がある系統については、(2)、(3) の指定は行わないこととする。

③ 時間帯の指定は、曜日ごとに行うこととする。

④ 一時的需要による追加的な運行計画の設定又は変更については、(1) から (3) までの規定は適用しない。

3. 運行計画の届出に関する手続きについて

(1) 様式

施行規則第15条の1第3第1項により提出する運行計画の様式は、別紙3のとおりとし、変更届出の場合は、変更に係る運行系統について当該様式の新旧対照表の形で提出するものとする。

(2) 運行計画の設定（変更）届出書の提出

路線新設に伴う運行計画の届出については、施行規則第6条第3項又は第15条の15に基づき、事業の許可申請書~~又は~~事業計画~~の変更認可申請書~~と同時提出できることとなつていことから、許可申請又は事業計画~~の変更認可申請~~に対する審査上の便宜を図るため、当該申請と同時に提出するよう申請者に対し指導を行うこと。

なお、この場合における届出書に記載する実施予定日は、「許可（認可）を受けて運行を開始する日」とすること。

ただし、施行規則第15条の1第3第1項に掲げる一時的な需要に応じて設定又は変更される運行計画にあつては、「実施日又は実施期間」を記載させるものとする。

また、施行規則第15条の1第3第2項により提出される運行系統図には、当該運行系統の延長キロ口及び他事業者（届出を行う事業者の親会社、子会社、共同運行会社等を除く。以下同じ。）の運行系統と重複している場合には、当該他事業者名並びに当該重複部分の延長キロ口及び運行区間を記載させること。

(3) 届出書の受付

運輸支局長（沖繩にあつては陸運事務所長。以下同じ。）は、届出の届出（変更）の届出があつた場合、施行規則第15条の1第1項及び第15条の1第3第1項に掲げる記載事項が正しく記載されているかを確認して届出を受け付けること。

(4) 届出書の送付

運輸支局長は、運行計画~~の設定（変更）~~届出書を受理した場合（施行規則第6条第3項の規定により届出がなされたのみとみなされる場合及び施行規則第15条の15の規定により申請書に運行計画が添付された場合を含む。）は、その旨適当な手段により利害関係人等が知りうる状態にするとともに、速やかに地方運輸局長あて写しを送付すること。ただし、一時的な需要に応じた運行計画の設定又は変更については、この限りでない。

4. クリームスキミングの要件について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（以下「処理方針」という。）及び本通達にいう「クリームスキミングの運行」とは、以下の(1)又は(2)の要件に該当するものをいう。

(1) 届出がなされた運行計画に定められた1日当たりの全てのピーク時間帯（ピークの期間及び曜日を含む。以下同じ。）の運行回数（A）と1日当たりの全てのオフピーク時間帯の運行回数（B）について、A/Bの数値（小数点第2位以下の端数切り上げ）が、競合系統（届出がなされた運行系統の系統キロ口の50%以上が重複する他事業者の運行系統で、複数ある場合は、運行回数がもつ

道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行前の施行規則第15条の1第1項第2号及び第15条の1第1項第3号による運行回数~~の~~指定を踏まえて行うものとする。

(3) 施行規則第15条の1第1項第1号による運行回数~~の~~範囲の指定

別紙2のとおり行い公示するものとする。

(4) 指定にあたっての留意点

① 原則として、都道府県単位、市区町村単位等、一定の地域ごとに包括的に行うこととする。

なお、現在までの実績等を勘案しながらそれぞれについて指定するものとするが、当該系統における地域の実情、利用者利便の確保等に留意しつつ、運行系統ごとの指定としても差し支えない。

② 3 (1) の競合系統がある系統については、(2)、(3) の指定は行わないこととする。

③ 時間帯の指定は、曜日ごとに行うこととする。

④ 一時的需要による追加的な運行計画の設定又は変更については、(1) から (3) までの規定は適用しない。

2. 運行計画の届出に関する手続きについて

(1) 様式

施行規則第15条の1第3第1項により提出する運行計画の様式は、別紙3のとおりとし、変更届出の場合は、変更に係る運行系統について当該様式の新旧対照表の形で提出するものとする。

(2) 運行計画の設定（変更）届出書の提出

路線新設に伴う運行計画の届出については、施行規則第6条第3項又は第15条の15に基づき、事業の許可申請書~~又は~~事業計画~~の変更認可申請書~~と同時提出できることとなつていことから、許可申請又は事業計画~~の変更認可申請~~に対する審査上の便宜を図るため、当該申請と同時に提出するよう申請者に対し指導を行うこと。

なお、この場合における届出書に記載する実施予定日は、「許可（認可）を受けて運行を開始する日」とすること。

ただし、施行規則第15条の1第3第1項に掲げる一時的な需要に応じて設定又は変更される運行計画にあつては、「実施日又は実施期間」を記載させるものとする。

また、施行規則第15条の1第3第2項により提出される運行系統図には、当該運行系統の延長キロ口及び他事業者（届出を行う事業者の親会社、子会社、共同運行会社等を除く。以下同じ。）の運行系統と重複している場合には、当該他事業者名並びに当該重複部分の延長キロ口及び運行区間を記載させること。

(3) 届出書の受付

運輸支局長（沖繩にあつては陸運事務所長。以下同じ。）は、届出の届出（変更）の届出があつた場合、施行規則第15条の1第1項及び第15条の1第3第1項に掲げる記載事項が正しく記載されているかを確認して届出を受け付けること。

(4) 届出書の送付

運輸支局長は、運行計画~~の設定（変更）~~届出書を受理した場合（施行規則第6条第3項の規定により届出がなされたのみとみなされる場合及び施行規則第15条の15の規定により申請書に運行計画が添付された場合を含む。）は、その旨適当な手段により利害関係人等が知りうる状態にするとともに、速やかに地方運輸局長あて写しを送付すること。ただし、一時的な需要に応じた運行計画の設定又は変更については、この限りでない。

3. クリームスキミングの要件について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（以下「処理方針」という。）及び本通達にいう「クリームスキミングの運行」とは、以下の(1)又は(2)の要件に該当するものをいう。

(1) 届出がなされた運行計画に定められた1日当たりの全てのピーク時間帯（ピークの期間及び曜日を含む。以下同じ。）の運行回数（A）と1日当たりの全てのオフピーク時間帯の運行回数（B）について、A/Bの数値（小数点第2位以下の端数切り上げ）が、競合系統（届出がなされた運行系統の系統キロ口の50%以上が重複する他事業者の運行系統で、複数ある場合は、運行回数がもつ

とも多いもの。以下同じ。の当該数値の1.5倍の数値を上回る場合又はオフピーク時間帯の運行回数(B)が0回の場合。

この場合において、ピーク時間帯、オフピーク時間帯については、曜日ごとに各運行系統ごとの判断を行うものとする。

(2) 以下の①又は②に該当する場合であって、3.(4)により運行計画の届出において利害関係人等が知りうる状態になった日から14日以内に、旅客の利便が損なわれるおそれがあることについて利害関係人等から合理的な説明を伴う申し出がなされ、当該申し出が適切なものと認められる場合。

- ① (1)のA/Bの数値が、競合系統の当該数値の1倍を上回り1.5倍以下の数値となる場合
 - ② 届出がなされた運行系統が他事業者の運行系統と近接するもの等であって、当該運行系統が他事業者の運行系統と実質的に競合関係にあることが認められ、かつ、(1)のA/Bの数値が、他事業者の運行系統の当該数値の1倍を上回る数値となる場合
- なお、上記(1)又は(2)の要件に該当する場合であっても、以下の場合にあっては弾力的に取り扱うものとする。
- ・ 競合系統等のピークの時間帯における混雑率が極端に高い場合(長時間利用者が待つような極度の積み残しが発生している等)
 - ・ オフピーク時間帯における輸送効率が極端に低い場合
 - ・ 競合系統等が定期観光バス系統、高速バス系統、空港リムジンバス系統等である場合(大幅な減便であって、旅客の利便を阻害することが明白である場合を除く。)
 - ・ 地域公共交通会議又は施行規則第9条第2項に規定する協議会の協議結果に基づく系統等

5. クリームスキミングの運行に係る運行計画の変更命令等について

① 事業の許可申請路線の新設に係る事業計画の変更認可申請の内容でクリームスキミングの運行が行われることが明らかである場合は、許可又は事業計画の変更認可の審査段階で申請者に対してこれを是正させる。

② ①以外の場合において、届出がなされた運行計画の内容でクリームスキミングの運行が行われることが明らかである場合には、届出者に対してこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、道路運送法(以下「法」という。)第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。

③ 4.に規定する要件には該当しないものの、運行が行われた結果、競合系統等のオフピーク時間帯の利用者利便の低下が生じた場合には、上記に関わらず、当該運行を行う事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、法第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。なお、運行計画の変更を伴わない是正措置が必要な場合には、法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。

④ 事業改善命令及び事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令の発動は、以下のとおり行うものとする。

・ ②の命令は、原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、可能な限り速やかに行うこととする。

・ 命令は、4.の要件を参照し、その理由を具体的に示して行うこととする。

・ 既に運行を行っている事業者に対して命令を発する場合には、命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

6. 頻繁なダイヤ変更等が行われた場合の事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令について

① 運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合、その原因となる運行ダイヤの設定等を最初に行った事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。

② 路上競争の結果、事故が発生した場合の行政処分は厳格に取り扱うものとする。

とも多いもの。以下同じ。の当該数値の1.5倍の数値を上回る場合又はオフピーク時間帯の運行回数(B)が0回の場合。

この場合において、ピーク時間帯、オフピーク時間帯については、曜日ごとに各運行系統ごとの判断を行うものとする。

(2) 以下の①又は②に該当する場合であって、2.(4)により運行計画の届出において利害関係人等が知りうる状態になった日から14日以内に、旅客の利便が損なわれるおそれがあることについて利害関係人等から合理的な説明を伴う申し出がなされ、当該申し出が適切なものと認められる場合。

- ① (1)のA/Bの数値が、競合系統の当該数値の1倍を上回り1.5倍以下の数値となる場合
 - ② 届出がなされた運行系統が他事業者の運行系統と近接するもの等であって、当該運行系統が他事業者の運行系統と実質的に競合関係にあることが認められ、かつ、(1)のA/Bの数値が、他事業者の運行系統の当該数値の1倍を上回る数値となる場合
- なお、上記(1)又は(2)の要件に該当する場合であっても、以下の場合にあっては弾力的に取り扱うものとする。
- ・ 競合系統等のピークの時間帯における混雑率が極端に高い場合(長時間利用者が待つような極度の積み残しが発生している等)
 - ・ オフピーク時間帯における輸送効率が極端に低い場合
 - ・ 競合系統等が定期観光バス系統、高速バス系統、空港リムジンバス系統等であって、その減便が旅客の利便を阻害しないものである場合
 - ・ 地域公共交通会議又は施行規則第9条第2項に規定する協議会の協議結果に基づく系統等

4. クリームスキミングの運行に係る運行計画の変更命令等について

① 事業の許可申請又は路線の新設に係る事業計画の変更認可申請の内容でクリームスキミングの運行が行われることが明らかである場合は、許可又は事業計画の変更認可の審査段階で、申請者に対してこれを是正させる。

② ①以外の場合において、届出がなされた運行計画の内容でクリームスキミングの運行が行われることが明らかである場合には、届出者に対してこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、道路運送法(以下「法」という。)第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。

③ 3.に規定する要件には該当しないものの、運行が行われた結果、競合系統等のオフピーク時間帯の利用者利便の低下が生じた場合には、上記に関わらず、当該運行を行う事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、法第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。なお、運行計画の変更を伴わない是正措置が必要な場合には、法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。

④ 事業改善命令及び事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令の発動は、以下のとおり行うものとする。

・ ②の命令は、原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。

・ 命令は、3.の要件を参照し、その理由を具体的に示して行うこととする。

・ 既に運行を行っている者に対して命令を発する場合には、命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

5. 頻繁なダイヤ変更等が行われた場合の事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令について

① 運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合、その原因となる運行ダイヤの設定等を最初に行った事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。

② 路上競争の結果、事故が発生した場合の行政処分は厳格に取り扱うものとする。

附 則 (平成18年9月15日 国自旅第155号)
 本取扱要領は、平成18年10月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則 (平成20年6月27日 国自旅第113号)
 本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則 (平成24年7月31日 国自旅第232号)
 本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

(別紙1)
 <参考例>

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域、時間帯の指定

指定の範囲 平日・土・日祝日別	(区域単位名)			
〇月～〇月 平日	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台
〇月～〇月 土曜日	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台
△月～△月 日祝日	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台

注 時間帯をどの停留所(発地、着地等)のものを捉えて指定するかは、地域の実情に応じ判断するものとする。

(別紙2)
 <参考例>

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定

1 運行系統を包括した運行回数の範囲
 (施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の地方運輸局長が指定する運行回数が15回を超える地方運輸局の場合)

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
16～25	現行届出運行回数 -10	現行届出運行回数 +10
26～75	現行届出運行回数 -20	現行届出運行回数 +20
76～105	現行届出運行回数 -25	現行届出運行回数 +25
106～		

注1) 競合系統を有する系統を除く。
 注2) ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

(別紙1)
 <参考例>

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域、時間帯の指定

指定の範囲 平日・土・日祝日別	(区域単位名)			
〇月～〇月 平日	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台
〇月～〇月 土曜日	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台
△月～△月 日祝日	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台	〇時台～〇時台

注 時間帯をどの停留所(発地、着地等)のものを捉えて指定するかは、地域の実情に応じ判断するものとする。

(別紙2)
 <参考例>

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定

1 運行系統を包括した運行回数の範囲
 (施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の地方運輸局長が指定する運行回数が15回を超える地方運輸局の場合)

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
16～25	現行届出運行回数 -10	現行届出運行回数 +10
26～75	現行届出運行回数 -20	現行届出運行回数 +20
76～105	現行届出運行回数 -25	現行届出運行回数 +25
106～		

注1) 競合系統を有する系統を除く。
 注2) ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

(別紙3-1)

運行計画概要書

提出者名	
住所	
提出日	平成 年 月 日
①運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例：「A21番 〇〇線」) ----- 起点 (経過地) 終点
提出内容	
②運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例：「B12番 〇〇線」) ----- 起点 (経過地) 終点
提出内容	
	(以下、他に同日付けの届出事案があれば、番号を付した上同様に記載する。)

注1 経過地には、別紙3-2の注3により定められた停留所がある場合、その停留所を記載すること
 注2 届出内容の欄には、新設・変更される事項（系統の新設・変更、運行回数等の変更、運輸を
 する期間の変更、管理の受委託による運行の設定、効率的運行の設定、高速バス系統に係る迂
 回運行の設定、デマンド運行の設定、フリー乗降区間の設定等）を記載すること
 注3 ①効率的運行の設定にあたっては、運行系統図中に巡回区間を記載すること
 ②高速バス系統に係る迂回運行の設定にあたっては、運行系統図中に巡回区間を記載すること
 ③フリー乗降区間の設定にあたっては、運行系統図中にその区間を記載すること

(別紙3-2)

(別紙3-1)

運行計画概要書

申請者名	
住所	
提出日	平成 年 月 日
①運行系統名	----- 起点 (経過地) 終点
提出内容	
②運行系統名	----- 起点 (経過地) 終点
提出内容	
	(以下、他に同日付けの届出事案があれば、番号を付した上同様に記載する。)

注1 経過地には、別紙3-2の注3により定められた停留所がある場合、その停留所を記載する。
 注2 届出内容の欄には、新設・変更される事項（系統の新設・変更、運行回数等の変更、運輸を
 期間の変更、効率的運行、高速バス運送に係る迂回運送、フリー乗降区間）を記載する。
 注3 ①効率的運行にあつては、運行系統図中に巡回区間を記載すること
 ②高速バス運送に係る迂回運行については、運行系統図中に巡回区間を記載すること
 ③フリー乗降区間については、運行系統図中にその区間を記載すること

(別紙3-2)

1 地方運輸局長が指定する区域名

2 運行系統名

〔3-1の運行系統ごとの番号を記載〕

3 地方運輸局長が指定する時間帯における運行回数並びに始発及び終発時刻

曜日	指定時間帯／運行回数				始発時刻	終発時刻
	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台		
平日	〇回 〇回	〇回 〇回	〇回 〇回	〇回 〇回	〇時〇分 〇時〇分	〇時〇分 〇時〇分
土休日	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時〇分 〇時〇分	〇時〇分 〇時〇分

(以下、曜日別に記載する。)

注1 運行回数の欄には、上段に往路の回数を、下段に復路の回数を、片道を1回と数えて記載すること

注2 運行回数が地方運輸局長が指定する運行回数以下で運行時刻を記載する場合には、運行回数記載欄の上段に往路の発時刻を、下段に復路の発時刻をそれぞれ記載すること

注3 運行回数を記載する場合は時間帯及び運行時刻を記載する場合は運行時刻をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて記載するかは、地域の実情に各地方運輸局の判断により定めるものとすること

注4 上記事例で「平日」「土休日」とあるのはあくまで一例であり、土曜ダイヤと休日ダイヤが違
う場合等については区分して記載することは当然であり、平日ダイヤと土休日ダイヤの区別が
ない場合は区分して記載することを要しない

4 運輸をする期間（1年を通じ継続して運輸をするものでない場合に限る。）

〔平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日〕

注1 季節運行、一時的な需要に対応した運行等、その期間を記載すること

1 地方運輸局長が指定する区域名

2 運行系統名

〔3-1の運行系統ごとの番号を記載〕

3 地方運輸局長が指定する時間帯における運行回数並びに始発及び終発時刻

曜日	指定時間帯／運行回数				始発時刻	終発時刻
	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台		
平日	〇回 〇回	〇回 〇回	〇回 〇回	〇回 〇回	〇時〇分 〇時〇分	〇時〇分 〇時〇分
土休日	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時台～ 〇時台	〇時〇分 〇時〇分	〇時〇分 〇時〇分

(以下、曜日別に記載する。)

注1 運行回数の欄には、上段に往路の回数を、下段に復路の回数を、それぞれ記載すること

注2 運行回数が地方運輸局長が指定する運行回数以下で運行時刻を記載する場合には、運行回数記載欄の上段に往路の発時刻を、下段に復路の発時刻をそれぞれ記載すること

注3 運行回数を記載する場合は時間帯及び運行時刻を記載する場合は運行時刻をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて記載するかは、地域の実情に各地方運輸局の判断により定めるものとすること

注4 上記事例で「平日」「土休日」とあるのはあくまで一例であり、土曜ダイヤと休日ダイヤが違
う場合等については区分して記載することは当然であり、平日ダイヤと土休日ダイヤの区別が
ない場合は区分して記載することを要しない

4 運輸をする期間（1年を通じ継続して運輸をするものでない場合に限る。）

〔平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日〕

注1 季節運行、一時的な需要に対応した運行等、その期間を記載すること

国自旅第90号
平成13年9月27日
一部改正 平成18年9月15日
一部改正 平成20年6月27日
一部改正 平成24年7月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業者の運行系統、運行回数及び運行時刻が事業計画の記載事項から運行計画の記載事項となり、その設定及び変更が全ての場合において認可制から届出制へ移行されることとなった。

届出制への移行により輸送ニーズに対応して弾力的な運行回数・運行時刻の設定及び変更が可能となり、利用者利便の向上が図られることとなるが、一方で、競合路線内における時間帯等のクリームスキミングとなるような運行計画は、オフピーク時間帯の利用者利便の低下につながるおそれがあること等から、事業改善命令等により是正することが必要である。

また、運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合にもこれを是正することが必要である。

よって、上記の趣旨を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出に関する手続、運行計画の変更に係る事業改善命令等の処理要領を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。また、本件については、公益社団法人全日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 用語の定義

この通達における用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日国自旅第118号）に定めるところによる。

2. 地方運輸局長による区域、時間帯及び運行回数の範囲の指定について

(1) 道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域及び時間帯の指定

- ① 別紙1のとおり行い公示するものとする。
- ② 運行系統の時間帯の指定については、都道府県単位、市区町村単位等、一定の区域ごとに包括的に行い、当該区域の実情に応じ、これを変更できるものとする。

(2) 施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定

道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行前の施行規則第15の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定を踏まえて行うものとする。

(3) 施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定

別紙2のとおり行い公示するものとする。

(4) 指定にあたっての留意点

- ① 原則として、都道府県単位、市区町村単位等、一定の地域ごとに包括的に行うこととする。
なお、現在までの実績等を勘案しながらそれぞれについて指定するものとするが、当該系統における地域の実情、利用者利便の確保等に留意しつつ、運行系統ごとの指定としても差し支えない。
- ② 4(1)の競合系統がある系統については、(2)、(3)の指定は行わないこととする。
- ③ 時間帯の指定は、曜日ごとに行うこととする。
- ④ 一時的需要による追加的な運行計画の設定又は変更については、(1)から(3)までの規定は適用しない。

3. 運行計画の届出に関する手続きについて

(1) 様式

施行規則第15条の13第1項、第2項により提出する運行計画の様式は、別紙3のとおりとし、変更届出の場合は、変更に係る運行系統について当該様式の新旧対照表の形で提出するものとする。

(2) 運行計画の設定（変更）届出書の提出

路線新設に伴う運行計画の届出については、施行規則第6条第3項又は第15

条の15に基づき、事業の許可申請書又は事業計画の変更認可申請書と同時に提出できることとなっていることから、許可申請又は事業計画の変更認可申請に対する審査上の便宜を図るため、当該申請と同時に提出するよう申請者に対し指導を行うこと。

なお、この場合における届出書に記載する実施予定日は、「許可（認可）を受けて運行を開始する日」とすること。

ただし、施行規則第15条の13第1項に掲げる一時的な需要に応じて設定又は変更される運行計画にあつては、「実施日又は実施期間」を記載させるものとする。

また、施行規則第15条の13第2項により提出される運行系統図には、当該運行系統の延長キロ及び他事業者（届出を行う事業者の親会社、子会社、共同運行会社等を除く。以下同じ。）の運行系統と重複している場合には、当該他事業者名並びに当該重複部分の延長キロ及び運行区間を記載させること。

(3) 届出書の受付

運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長。以下同じ。）は、運行計画の設定（変更）の届出があつた場合、施行規則第15条の12第1項及び第15条の13第1項に掲げる記載事項が正しく記載されているかを確認して届出を受け付けること。

(4) 届出書の送付

運輸支局長は、運行計画の設定（変更）届出書を受理した場合（施行規則第6条第3項の規定により届出がなされたのみなされる場合及び施行規則第15条の15の規定により申請書に運行計画が添付された場合を含む。）は、その旨適当な手段により利害関係人等が知りうる状態にするとともに、速やかに地方運輸局長あて写しを送付すること。ただし、一時的な需要に応じた運行計画の設定又は変更については、この限りでない。

4. クリームスキミングの要件について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（以下「処理方針」という。）及び本通達にいう「クリームスキミング的運行」とは、以下の（1）又は（2）の要件に該当するものをいう。

- (1) 届出がなされた運行計画に定められた1日当たりの全てのピーク時間帯（ピークの期間及び曜日を含む。以下同じ。）の運行回数（A）と1日当たりの全てのオフピーク時間帯の運行回数（B）について、 A/B の数値（小数点第2位以下の端数切り上げ）が、競合系統（届出がなされた運行系統の系統キロの50%以上が重複する他事業者の運行系統で、複数ある場合は、運行回数をもっとも多いもの。以下同じ。）の当該数値の1.5倍の数値を上回る場合又はオフピーク時間帯の運行回数（B）が0回の場合。

この場合において、ピーク時間帯、オフピーク時間帯については、曜日ごとに各運行系統ごとの判断を行うものとする。

- (2) 以下の①又は②に該当する場合であつて、3.(4)により運行計画の届出に

ついて利害関係人等が知りうる状態になった日から14日以内に、旅客の利便が損なわれるおそれがあることについて利害関係人等から合理的な説明を伴う申し出がなされ、当該申し出が適切なものと認められる場合。

① (1) のA/Bの数値が、競合系統の当該数値の1倍を上回り1.5倍以下の数値となる場合

② 届出がなされた運行系統が他事業者の運行系統と近接するもの等であって、当該運行系統が他事業者の運行系統と実質的に競合関係にあることが認められ、かつ、(1) のA/Bの数値が、他事業者の運行系統の当該数値の1倍を上回る数値となる場合

なお、上記(1)又は(2)の要件に該当する場合であっても、以下の場合にあっては弾力的に取り扱うものとする。

- ・ 競合系統等のピークの時間帯における混雑率が極端に高い場合（長時間利用者が待つような極度の積み残しが発生している等）
- ・ オフピーク時間帯における輸送効率が極端に低い場合
- ・ 競合系統等が定期観光バス系統、高速バス系統、空港リムジンバス系統等である場合（大幅な減便であって、旅客の利便を阻害することが明白である場合を除く。）
- ・ 地域公共交通会議又は施行規則第9条第2項に規定する協議会の協議結果に基づく系統 等

5. クリームスキミング的運行に係る運行計画の変更命令等について

① 事業の許可申請又は路線の新設に係る事業計画の変更認可申請の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合は、許可又は事業計画の変更認可の審査段階で、申請者に対しこれを是正させる。

② ①以外の場合において、届出がなされた運行計画の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合には、届出者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。

③ 4. に規定する要件には該当しないものの、運行が行われた結果、競合系統等のオフピーク時間帯の利用者利便の低下が生じた場合には、上記に関わらず、当該運行を行う事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、法第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。なお、運行計画の変更を伴わない是正措置が必要な場合には、法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。

④ 事業改善命令及び事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令の発動は、以下のとおり行うものとする。

- ・ ②の命令は、原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、可能な限り速やかに行うこととする。

- ・ 命令は、4. の要件を参照し、その理由を具体的に示して行うこととする。
- ・ 既に運行を行っている事業者に対し命令を発する場合においては、命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

6. 頻繁なダイヤ変更等が行われた場合の事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令について

- ① 運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合、その原因となる運行ダイヤの設定等を最初に行った事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。
- ② 路上競争の結果、事故が発生した場合の行政処分は厳格に取り扱うものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第155号）

本取扱要領は、平成18年10月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第113号）

本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成24年7月31日 国自旅第232号）

本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

<参考例>

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域、時間帯の指定

指定の範囲 平日・土 ・日祝日別	(区域単位名)		
○月～○月 平日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台
○月～○月 土曜日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台
△月～△月 日祝日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台

注 時間帯をどの停留所(発地、着地等)のものを捉えて指定するかは、地域の実情に応じ判断すること

<参考例>

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定

1 運行系統を包括した運行回数の範囲

(施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の地方運輸局長が指定する運行回数が15回を超える地方運輸局の場合)

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
16～25	16	現行届出運行回数 +10
26～75	現行届出運行回数 -10	現行届出運行回数 +10
76～105	現行届出運行回数 -20	現行届出運行回数 +20
106～	現行届出運行回数 -25	現行届出運行回数 +25

注1) 競合系統を有する系統を除く。

注2) ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

運行計画概要書

届出者名	
住所	
届出日	平成 年 月 日
①運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例:「A21番 ○○線」) ----- 起点 (経過地) 終点 -----
届出内容	
②運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例:「B12番 ○○線」) ----- 起点 (経過地) 終点 -----
届出内容	
	----- (以下、他に同日付けの届出事案があれば、番号を付した上同様に記載する。) -----

注1 経過地には、別紙3-2の注3.により定めた停留所がある場合、その停留所を記載すること

注2. 届出内容の欄には、新設・変更される事項（系統の新設・変更、運行回数等の変更、運輸をする期間の変更、管理の受委託による運行の設定、効率的運行の設定、高速バス系統に係る迂回運送の設定、デマンド運行の設定、フリー乗降区間の設定等）を記載すること

注3. ① 効率的運行の設定にあたっては、運行系統図中に回送区間を記載すること

② 高速バス系統に係る迂回運行の設定にあたっては、運行系統図中に迂回区間を記載すること

③ フリー乗降区間の設定にあたっては、運行系統図中にその区間を記載すること

1. 地方運輸局長が指定する区域名

2. 運行系統名

〔3-1の運行系統ごとの番号を記載〕

3. 地方運輸局長が指定する時間帯における運行回数並びに始発及び終発時刻

曜日	指定時間帯／運行回数					始発時刻	終発時刻
平日	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	～		
	○回 ○回	○回 ○回	○回 ○回	○回 ○回	～	○時○分 ○時○分	○時○分 ○時○分
土休日	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	～		
	○回 ○回	○回 ○回	○回 ○回	○回 ○回	～	○時○分 ○時○分	○時○分 ○時○分

(以下、曜日別に記載する。)

注1. 運行回数の欄には、上段に往路の回数を、下段に復路の回数を、片道1回と数えて記載すること

注2. 運行回数が地方運輸局長が指定する運行回数以下で運行時刻を記載する場合には、運行回数記載欄の上段に往路の発時刻を、下段に復路の発時刻をそれぞれ記載すること

注3. 運行回数を記載する場合の時間帯及び運行時刻を記載する場合の運行時刻をどの停留所(発地、着地等)のものを捉えて記載するかは、地域の実情に応じ各地方運輸局の判断により定めるものとする

注4. 上記事例で「平日」「土休日」とあるのはあくまでも一例であり、土曜ダイヤと休日ダイヤが違う場合等については区分して記載することは当然であり、平日ダイヤと土休日ダイヤの区別がない場合は区分して記載することを要しない

4. 運輸をする期間(1年を通じ継続して運輸をするものでない場合に限る。)

〔平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日〕

注1. 季節運行、一時的な需要に対応した運行等、その期間を記載すること